

キラリ☆ 中野のチカラ

豊田ふるさとファーム



子どもたちに安心・安全で
おいしい農作物を

子どもたちに安心・安全な農作物を食べさせたいという思いを持った仲間が集まり、平成12年に立ち上げられた豊田ふるさとファーム。

今回は、地域の子どものために学校給食への食材提供や食育活動を行っている豊田ふるさとファームの皆さんにお話を伺いました。

○学校給食への食材提供

大根・白菜・キャベツ・じゃがいも・長ネギ・かぼちゃ・玉ねぎ・青大豆・紫米・リンゴなどを自分たちで栽培し、学校給食の食材として豊田学校給食センターを中心に提供しています。量は多くありませんが、旬のものを少しずつ作っています。

○食育活動で児童とふれあい

10年ほど前からは、豊井小学校の2年生と大豆を栽培して豆腐を作っ



たり、3年生とじゃがいもを栽培しています。また、高学年にはクラブ活動で、おやきやニラせんべいなど郷土料理を教えています。中野市産業公社の皆さんや畑の近所の方などに協力いただきながら、子どもたちと一緒に楽しんで食育活動に取り組んでいます。

○掛けてもらう言葉が力に

給食センターの栄養士さんから「こんなに安心な野菜はないね」と言葉を掛けてもらい、それが私たちの活動の力の源になっています。

また、卒業した子どもたちとばったり会ったときに、「ファームのおばちゃん、こんにちは」と覚えていて声を掛けてくれることがあります。長年子どもたちと関わってきて、こういったつながりが続いているのはとてもうれしいです。

○故郷の味や体験を思い出して

この地域にはこういう農作物や郷土食があるということを子どもたちに伝え、小さいころに感じたその味や体験を通じて、いつか大きくなったときに自分たちの故郷を思い出してほしいと思います。

メンバーの高齢化は課題ですが、最近若い仲間も加わってくれており子どもたちの笑顔を励みに、これからも元気を出して私たちにできる活動を続けていきたいと思っています。

中野市合併10周年記念

広報クイズ



■今月のプレゼント

「中野土人形(布袋)」
(奈良由起夫さん制作) ……2人

問題

市内の3つの学校給食センターでは1日に合計何食の調理が可能でしょうか?
「●●●●食」

クイズの答え、住所、氏名、年齢、電話番号、世帯主名を記入の上、今月の広報で参考になった記事、今後知りたい情報などをはがきに書いて、次の宛先までご応募ください。

締め切り 3月28日(月)必着
※当選はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

先月号の答え 子育て支援センターの平成26年度の利用者数は?
答え・・・「3万3647人」

383-8614

(住所記載不要)

中野市庶務課

秘書広報係 行

住所・氏名・年齢・
電話番号・世帯主



転居などの手続きはお早めに



3・4月は、就職や進学、転勤などで引っ越しをする方が多く、窓口が大変混み合いますので、手続きはお早めをお願いします。

●市民課関係

こんなとき	手続き期限	手続きの際に必要なもの
他の市区町村または海外から引っ越してきたとき (転入届)	引っ越してから 14日以内	○転出証明書(転入前に住んでいた市区町村から交付を受けたもの) ○届け出人の印鑑 ○年金手帳・年金証書(お持ちの方) ○通知カード ○マイナンバーカード(個人番号カード)※お持ちの方 ○住民基本台帳カード(転入前からお持ちの方) ○在留カード(外国人住民の方) ○パスポート(海外から引っ越してきた方) ○戸籍謄(抄)本(海外から引っ越してきた方で中野市に本籍のない方)
市内で引っ越したとき(転居届)		○届け出人の印鑑 ○国民健康保険証(加入している方) ○年金手帳・年金証書(お持ちの方) ○通知カード ○マイナンバーカード(個人番号カード)※お持ちの方 ○住民基本台帳カード(お持ちの方) ○在留カード(外国人住民の方)
他の市区町村または海外へ引っ越すとき(転出届)	引っ越しする 14日前から	○届け出人の印鑑 ○印鑑登録証(登録してある方) ○国民健康保険証(加入している方。学生の場合は、あわせて在学証明書*)※転出時に用意できない場合は、後日提出 ○住民基本台帳カード(お持ちの方)
会社を辞めて国民健康保険、国民年金に加入するとき	会社の健康保険を離脱したときから 14日以内	○届け出人の印鑑 ○健康保険離脱証明書(保険の喪失証明) ○年金手帳(お持ちの方) ○パスポート(外国人住民の方) ○通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
会社などに就職して国民健康保険を脱退するとき	会社の健康保険に加入したときから 14日以内	○届け出人の印鑑 ○国民健康保険証 ○会社の健康保険証(被扶養者がある場合は、全ての方の保険証) ○通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)

【本人確認をさせていただきます】市役所窓口で手続きをする際には、ご本人であることを確認させていただきますので、官公庁から発行された顔写真付きの証明書《運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード、在留カードなど》をお持ちください。

●上下水道関係 ※上下水道課の窓口、または豊田支所で受け付けています。

こんなとき	手続きの際に必要なもの	手数料	電話での受付
転出・転居するとき (水道の使用を止めるとき)	○印鑑(電話で届け出される場合は、料金の精算の方法、転出・転居先の住所、連絡先をお知らせください)	無料	可
転入・転居するとき (水道を使い始めるとき)	○印鑑、手数料*など(料金を口座振替する場合は、口座番号、預金通帳登録印鑑をお持ちください) ※手数料は初回料金に合算して請求します	500円	不可
所有者(使用者)が変わるとき (市民課などに転出入届けを出しても水道などの名義は変わりません)	○印鑑、土地建物などを購入した場合は、売買契約書の写しなど(家族間の異動の場合は電話でも受付可能です)	無料	不可 【例外あり】

※土・日・祝日は、閉庁のため届け出の受付および水道の開栓、閉栓の対応はできませんので、事前に届け出をお願いします。(休日窓口開設日を除く)

問い合わせ・届け出先 市民課窓口係 ☎(22)2111(内線236)
 上下水道課営業係 ☎(22)2111(内線284)
 地域振興課(豊田支所内) ☎(38)3111(内線131)